

諮問第131号の概要 (国勢調査の変更)

1 国勢調査の概要（現行計画）

調査の目的

我が国の人や世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査の沿革	▶ 大正9年（1920年）以降、ほぼ5年周期で実施。西暦の末尾が0の年に大規模調査、末尾が5の年に簡易調査を実施。令和2年（2020年）の調査は21回目の調査（大規模調査）
調査範囲及び報告者数	▶ 我が国（総務省令で定める島を除く。）に常住する者（外国政府の外交使節団・領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族を除く。） ▶ 約1億2,800万人（約5,200万世帯）
調査事項	▶ 氏名、男女の別、出生年月、世帯主との続柄、配偶関係、国籍、現在の住居における居住期間、5年前の住居の所在地、教育の状況、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地、従業地又は通学地までの利用交通手段、世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の床面積、住宅の建て方 （ただし、簡易調査にあつては、教育の状況、従業地又は通学地までの利用交通手段及び住宅の床面積を除く。）
調査期日	▶ 調査実施年の10月1日午前零時現在
調査組織及び調査方法	▶ 調査組織：総務省－都道府県－市町村－指導員－調査員（又は民間事業者（※））－世帯 ※住居・施設等の管理者等が所属する民間事業者（組織、法人等） ▶ 調査方法：調査員調査、郵送調査及びオンライン調査
公表時期	▶ 速報集計⇒①人口速報集計（要計表による人口集計）：調査実施年の翌年2月、②抽出速報集計：調査実施年の翌年6月 ▶ 基本集計⇒①人口等基本集計：調査実施年の翌年10月、②就業状態等基本集計：調査実施年の翌々年4月、 ③世帯構造等基本集計：調査実施年の翌々年9月 ▶ 抽出詳細集計⇒調査実施年の翌々年12月 ▶ 従業地・通学地集計⇒調査実施年の翌々年6月及び12月 ▶ 人口移動集計⇒調査実施年の翌々年1月及び7月 ▶ 小地域集計⇒該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を行った上で、速やかに公表

2 調査結果の主な利活用状況

各種法令に基づく利用

- **衆議院議員選挙区の改定**
衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号）第3条の規定に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定の基礎資料
- **地方交付税交付金の交付額算定**
地方交付税法（昭和25年法律第211号）第12条の規定に基づく地方交付税交付金の交付額（普通交付税）算定の基礎資料
- **地方自治法における指定都市、中核市となるための要件等**
地方自治法（昭和22年法律第67号）第8条、第252条の19及び第252条の22の規定に基づく市、指定都市及び中核市となるための要件等

行政施策上の利用

- **少子・高齢化問題等への対応**
子育て環境の充実、年金・医療費の審議、高齢者福祉の検討等各種施策の基礎資料
- **防災対策**
防災計画・災害復興計画の策定や被害予測の基礎資料
- **国土利用計画の策定**
国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の規定に基づく全国、都道府県及び市町村における国土利用計画の策定の基礎資料

他の統計調査・統計における利用

- 標本調査（労働力調査、家計調査（共に総務省）、消費動向調査（内閣府）、国民生活基礎調査（厚生労働省）等）を実施する際の調査区フレーム及びこれらの調査における調査結果を推計する際のベンチマークなど
- 国民経済計算（内閣府）における経済活動別就業者数及び雇用者数の推計の基礎資料

3 調査計画の変更（1） – 調査事項の変更①

◆ 他の統計調査結果による代替可能性等を踏まえた「住宅の床面積の合計」を把握する調査事項の削除

○ 住宅・土地統計調査（総務省が所管する基幹統計調査）の結果により代替可能であり、報告者負担の軽減にも資することから、「住宅の床面積の合計」を把握する調査事項を削除

※平成27年国勢調査（簡易調査）では、東日本大震災対応のため、大規模調査の調査事項である「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を追加。報告者負担の軽減のため、「住宅の床面積の合計」を把握する調査事項を削除。

【平成22年国勢調査（大規模調査）】

【変更案】

(4) 住宅の床面積の合計 (延べ面積)	20	20~	30~	40~	50~	60~	70~
	m ² 未満	30m ² 未満	40m ² 未満	50m ² 未満	60m ² 未満	70m ² 未満	80m ² 未満
・居住室のほか 玄関・台所・ トイレ・浴室・廊下・押し入れ などの床面積も含めます	○	○	○	○	○	○	○
・営業用の部分及び他の世帯の 使用部分は除いてください	○	○	○	○	○	○	○



〔削除〕

3 調査計画の変更（1） – 調査事項の変更②

◆ 行政ニーズに対応した「教育」の状況を把握する調査事項の選択肢の追加等

- 「教育」の状況を把握する調査事項について、以下の観点から、義務教育未修了者及び大学院修了者の実態を的確に把握するため、「小学・中学」の選択肢を「小学」及び「中学」に、「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」に分割
 - ① 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）の規定に基づく夜間中学校の設置の推進・充実
 - ② 大学院修了者の増加を踏まえた大学院修了者のキャリアパスの確保及び進路の可視化
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行による新たな認定こども園制度の創設に伴い、報告者が記入箇所を明確に判断できるように「認定こども園」の選択肢を追加

【平成22年国勢調査（大規模調査）】

【変更案】

8 教育	在学中 卒業 未就学			
	<ul style="list-style-type: none"> 現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください 在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校（中途退学した人はその前の卒業学校）について記入してください 専修学校・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の9ページを参照して記入してください 	小学 中学	高校 旧中	幼稚園 保育園 保育所
		大学 大学院	乳児 その他	



10 教育	在学中 卒業 未就学		
	<ul style="list-style-type: none"> 現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください 在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校（中途退学した人はその前の卒業学校）について記入してください 専修学校（専門学校など）・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の8ページを参照して記入してください 	小学 中学 高校・旧中 短大・高専 大学 大学院	幼稚園 保育園・保育所 認定こども園 乳児・その他

3 調査計画の変更（2）－ 調査方法の変更

- ◆ オンライン調査の実施に当たり、調査実施の円滑化、調査員及び地方公共団体の事務負担軽減等の観点から、オンライン回答用IDと紙の調査票を同時配布する方法に変更

- 平成27年調査では、オンライン、郵送及び調査員の3種類の調査票回収方法のうち、オンラインによる回答割合が36.9%と最も高い。

また、オンライン調査は、地方公共団体の審査事務の負担軽減（未記入項目があると回答の送信ができないため、記入精度が高い）、報告者の利便性向上（24時間回答可能）にも寄与することから、令和2年調査においても引き続き実施

- 他方で、平成27年調査で導入した方法（オンライン回答用IDを先行配布し、オンライン回答がない世帯にのみ紙の調査票を後日配布）では、調査員による調査関係書類の誤配布など調査実施上の支障が生じたほか、オンライン未回答世帯を選別して紙の調査票を後日配布する必要が生じるなど、事務が増大したことから、調査員や地方公共団体の事務負担軽減が課題。

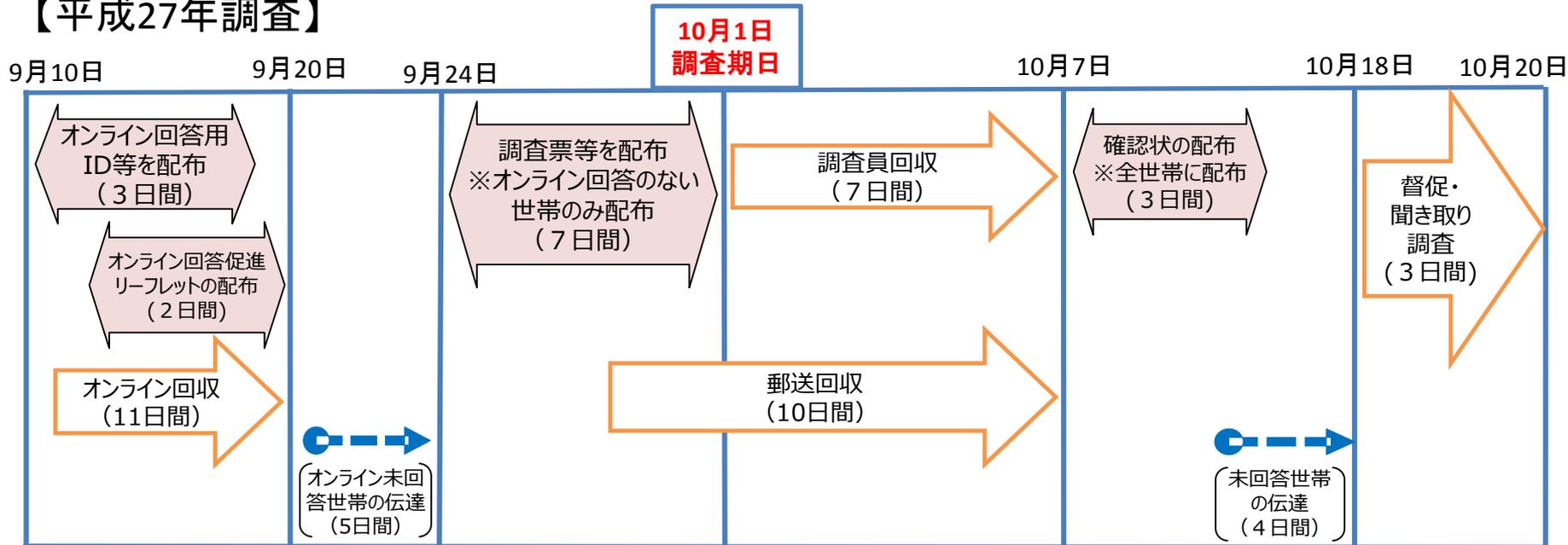
以上のことから、オンライン回答先行方式^(注)を維持しつつ、オンライン回答用IDと調査票の両方を同時配布する方式に変更

(注) 一定期間、オンライン回答のみを先行して受け付ける方式

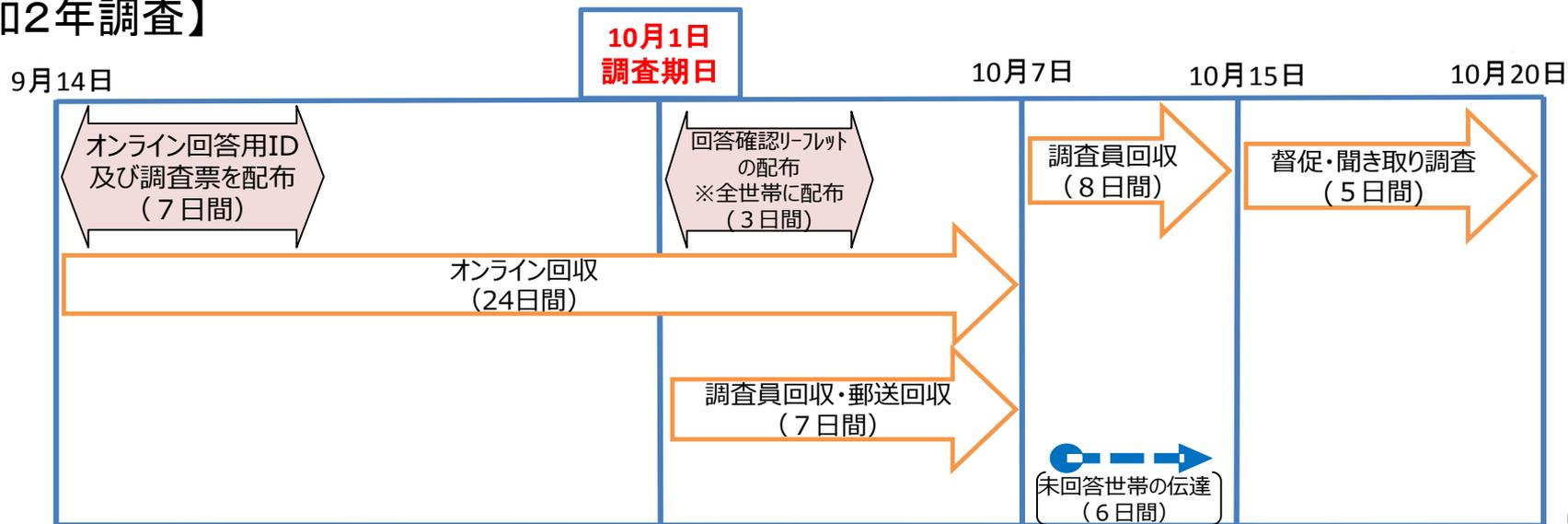


新旧調査実施スケジュールの比較

【平成27年調査】



【令和2年調査】



3 調査計画の変更（3） – 集計事項等の変更

◆ 集計事務の効率化、公表の早期化等の観点から、集計体系を見直し

集計区分の変更状況

【現行計画】			【変更後】	主な変更点
速報集計	人口速報集計【調査実施年の翌年2月公表】	→	人口速報集計【調査実施年の翌年2月公表】	・変更なし
	抽出速報集計【調査実施年の翌年6月公表】	→	—	・廃止
基本集計	人口等基本集計【調査実施年の翌年10月公表】	→	人口等基本集計【調査実施年の翌年 9月 公表】	・世帯構造等基本集計に係る統計表（父子世帯・母子世帯等）を移行 ・公表を 1か月早期化
	就業状態等基本集計【調査実施年の翌々年4月公表】	→	就業状態等基本集計【調査実施年の翌々年 3月 公表】	・世帯構造等基本集計に係る統計表（世帯の経済構成等）を移行 ・全都道府県の結果を一括公表するよう変更するとともに、公表を 1か月早期化
	世帯構造等基本集計【調査実施年の翌々年9月公表】	→	—	・人口等基本集計や就業状態等基本集計など、他の集計区分へ移行
抽出詳細集計【調査実施年の翌々年12月公表】		→	抽出詳細集計【調査実施年の翌々年 11月 公表】	・従業地・通学地による抽出詳細集計に係る統計表を移行 ・全都道府県の結果を一括公表するよう変更するとともに、公表を 1か月早期化
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口及び就業状態等集計【調査実施年の翌々年6月公表】	→	従業地・通学地による人口・就業状態等集計【調査実施年の翌々年 5月 公表】	・世帯構造等基本集計に係る統計表（従業・通学時の世帯の状況）を移行 ・公表を 1か月早期化
	従業地・通学地による抽出詳細集計【調査実施年の翌々年12月公表】	→	—	・抽出詳細集計に移行
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計【調査実施年の翌々年1月公表】	→	移動人口の男女・年齢等集計【調査実施年の翌年 12月 公表】	・世帯構造等基本集計に係る統計表（居住期間別一般世帯人員数等）を移行 ・公表を 1か月早期化
	移動人口の就業状態等集計【調査実施年の翌々年7月公表】	→	移動人口の就業状態等集計【調査実施年の翌々年 6月 公表】	・世帯構造等基本集計に係る統計表（居住期間別従業上の地位等）を移行 ・公表を 1か月早期化
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	→	人口等基本集計に関する集計	・変更なし
	就業状態等基本集計に関する集計	→	就業状態等基本集計に関する集計	・小地域集計（世帯構造等基本集計）に係る統計表を移行
	世帯構造等基本集計に関する集計	→	—	・他の小地域集計（就業状態等基本集計や移動人口の男女・年齢等集計に関する集計）へ移行
	従業地・通学地による人口・就業状態等基本集計に関する集計	→	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	・変更なし
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	→	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	・小地域集計（世帯構造等基本集計）に係る統計表を移行

(注) 小地域集計については、該当する基本集計等の公表後に集計・公表

4 前回答申における今後の課題への対応状況

今後の課題

平成32年（2020年）の本調査の企画に当たっては、調査方法、調査事項等に関し、平成27年の本調査の実施状況を慎重かつ丁寧に精査し、それらを踏まえ今回の変更等の有効性等について十分な検証を行うとともに、社会経済情勢の変化に基づく検討等を行い、その結果を適切に反映したものとすることが必要

課題を踏まえた対応等

○調査事項について

「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」の追加については、公表後、東日本大震災発生による影響の推計やその後の復興状況の評価等に活用されており、有効であったと判断

「住宅の床面積」の削除については、住宅・土地統計調査の結果により代替可能であり、報告者負担の軽減にも資することから、令和2年調査以降の調査においても削除予定

○調査方法について

平成27年調査における高いオンライン回答率を踏まえ、令和2年調査においても、引き続きオンライン調査を実施。一方で、調査関係書類の誤配布等により調査員や地方公共団体の事務負担増大といった課題がみられたことを踏まえ、オンライン回答用IDと調査票を同時配布する方式に変更

○集計事項及び調査結果の公表の期日について

利活用ニーズが少なくなった集計表を廃止し、利活用ニーズの高い集計表の公表を1か月程度早期化

5 「公的統計の整備に関する基本的な計画」への対応状況

課題内容

調査方法について、平成27年（2015年）調査における実施状況の検証結果を踏まえ、若年者層を中心とする不在世帯等への対応やオンライン調査の更なる利用促進方策を円滑な調査の実施にも留意しつつ検討すること【平成32年（2020年）調査の企画時期までに結論】

調査票回収方法の多様化に伴い事務量が増加した地方公共団体の事務の負担軽減方策について、試験調査における検証結果も踏まえて検討すること【平成32年（2020年）調査の企画時期までに結論】

国勢調査の広報について、開始から100年を経過する平成32年（2020年）調査を契機に一層の充実を図り、オンライン回答率の向上等に対する理解増進に努めること【平成31年度（2019年度）から実施】

課題を踏まえた対応等

- ・若年層が在籍する大学・大学院や企業・経済団体等に対する調査協力依頼を積極的に実施予定
- ・若年層を訴求対象とする広報媒体を活用した調査の周知及びオンライン回答への誘導を予定
- ・平成27年調査時に地方公共団体で実施されたオンライン回答推進のための取組事例を収集し、全ての地方公共団体に共有することにより、地域の創意工夫を活かした取組の支援を予定

- ・平成27年調査から開始した民間事業者に郵送提出された調査票の一括処理について迅速化を図るなど、地方公共団体の事務負担軽減方策を更に拡充予定

- ・国勢調査100年に関する取組の一環として、ロゴマーク及びパンフレットを作成し、国勢調査の重要性・歴史的価値を伝え、調査への関心を高めるとともに、オンライン回答への理解を求める取組を実施予定
- ・令和2年調査に向けて、マンション関係団体及び高齢者福祉施設関係団体に対する調査協力依頼を令和元年から開始

6 想定される主な論点

- ◆ 調査事項の変更については、行政ニーズや調査結果の利活用等の観点からみて、適切なものとなっているか。
- ◆ 調査方法の変更に伴い、オンライン回答率の維持・向上を図るため、どのような方策を検討しているのか。
- ◆ 計3回の試験調査^(注)における今回の調査事項の変更及び調査方法の変更等に係る検証は、どのような結果となったのか。当該検証結果も踏まえ、今回の変更内容は適当なものとなっているか。
(注) 第3次試験調査では、第1次及び第2次試験調査結果を踏まえ、調査方法、調査事項、調査票の設計等について最終的な検証を行うとともに、地方公共団体における実施事務の準備に資することを目的として実施
- ◆ 集計区分の見直し等については、調査結果の利活用等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。
- ◆ 前回答申及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」における課題に対しては、必要かつ適切な対応が図られているか。